



Title	日中全面戦争時期の台湾における国民精神総動員
Author(s)	鄒, 燦
Citation	阪大法学. 2020, 70(3-4), p. 267-299
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87309
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日中全面戦争時期の台湾における国民精神総動員

鄒

燦

はじめに

一九三七年、日中戦争の勃発とその拡大に伴い、日本は国家の総力を動員する戦時体制の構築を目指し、人員・物資の動員に加えて、自発的な戦争参加と積極的な銃後協力を求める人心の動員をはかり、国民精神総動員運動（以下、精動）を全国的に展開していくた。

こうした精動は台湾でも試みられた。日中戦争勃発時点の台湾は帝国日本的一部であり、その位置づけが日本の大陸進出を支える重要な食糧庫から南進政策を遂行するための「南方国防の第一線」へと変更させられた。しかし、中国大陸との歴史的な繋がりを有する台湾では、日本の植民地統治に反発する動きが絶えず、大陸復帰を志向する動きが台湾社会に伏流していた。このため、植民地台湾での精動は、日本の対中作戦を継続する上で重要であつたが、日本内地よりも複雑な事情を抱えていた。本稿は、日中全面戦争勃発後、日本による精動が台湾で展開された、いつた背景とその様相を考察する。

日中戦争下の台湾における戦時動員の代表的な研究としては、近藤正己『総力戦と台湾・日本植民地崩壊の研究』（刀水書房、一九九六年）と林繼文『日本據台末期（1930～1945）戦争動員体系之研究』（稻鄉出版社、一九九六年）が挙げられる。⁽¹⁾前者は戦時下の日本による植民地統治構造と台湾光復運動の展開を分析し、台湾における戦争動員の全体像を描いた。近藤は、台湾における戦時動員が植民地の崩壊をもたらしたと結論付けたが、皇民化運動と精動の区別が必ずしも明確ではなく、また両者の相互関係も十分に検討しているわけではない。後者は、日本の対外拡張戦略における台湾の位置づけの変遷をたどり、主に経済・政治面における戦時統制を考察し、日本の戦争を支えるための産業構成の強制的再編が台湾社会に長期的な影響を与えていたことを主張する。台湾島民への精神動員については殆んど言及しておらず、皇民化運動についても戦時下の「忠誠心を動員する」運動と単純に捉えている。

興味深いことに、ほぼ同時期に出版された上記二冊は、戦争動員と植民地への支配力について相反するような結論を出している。前者は「日本による植民地台湾の戦争動員は、植民地統治のなかで帝国主義支配の相対的低下をもたらす要因となる」と主張し、後者は戦争動員が「植民地の支配構造に何の変化をもたらさず、支配構造を強化させる手段にさえなつた」という。先行研究は、なぜ相反する結論を導き出したのだろうか。本稿は、その原因が先行研究における皇民化運動の単純なとらえ方、そして皇民化運動と精動の混同にあると考える。そこで、本稿では日本の対中戦争とそれを支えるための精動という内地の状況を踏まえ、台湾の皇民化運動と精動について詳しい比較分析を行う。また、精動と皇民化運動との相互関係をも考察することで、台湾の戦争動員と日本の植民地支配との関係についても議論を試みたい。

第一章 日中開戦・皇民化運動を取り巻く新情勢

第一節 小林躋造と「皇国民精神強化運動」

一九三六年九月二日、海軍大将（予備役）の小林躋造が台湾総督に就任した。これは一九一九年に始まつた文官総督時代の終焉であり、台湾が再び武官総督制時代に入ったことを意味した。このような人事調整は、一ヶ月前の五相会議で決定された「東亜大陸における帝国の地歩を確保すると共に南方海洋に進出発展し」「（それに）要する国防軍備を充美す⁽⁴⁾」という「根本国策」を背景とするものである。

小林総督着任後、文官総督時代の相対的に穏やかな教化政策を一変させて、台湾を日本南進の基地として建設するため、「南方政策の基調は台湾本島民の皇民化と産業の工業化であらねばならぬ⁽⁵⁾」と主張し、「皇国民精神強化運動」の展開を積極的に推し進めた⁽⁶⁾。この時点で「皇民化運動」の主な目的は、台湾軍からの要望も取り入れながら、台湾人に「帝国の国防上」における台湾の重要性を認識させて、「国防思想」を普及することにあつた。日本の南進拠点と位置付けられた台湾は、経済・政治・軍事の全てにおける重要性が今後ますます高まることになり、台湾人により一層皇国民としての自覚が求められることになったのである。

この時期の皇民化政策については、「國体の本義を明徴にするため、各地に修練所を設けて講習会を開いたり、初等教科書を改訂して日本精神の宣明に努め、本島人に公民教育を施し」「そればかりではない、更に一步を進めて一街一庄に必ず一社の神社を建立すること、島民の隨喜渴仰に依つて從来多年の風習であつた家屋の入口正面に設けられて居た仏壇を撤去し、之に代らしむるに『天照皇大神』の掛軸と、白木造りの宮居を以てせしめ、朝暮に淨燈を獻じて礼拝せしむる」と表現されている。⁽⁸⁾要するに、基礎教育や社会教育を手段として日本固有の精神的な

ものを台湾人に持たせ、信仰や旧慣などの改変を通じて台湾人固有の心性を取り除くことである。

日中戦争が勃発する前、上記の皇民化政策が全て実施に移されたわけではないが、地方からは国語普及や正序改善、寺廟整理への着手が見られた。また、一九三七年四月一日、総督府の指令により、『台湾日日新報』を含めた日刊新聞の漢文欄廃止が実施され⁽⁹⁾、同時に学校教育の中の漢文授業が一切停止されるなど⁽¹⁰⁾、日本語の普及を台湾社会に押し付けようとした。

一九三七年七月七日に勃発した盧溝橋事件をきっかけに、日中両国は全面戦争に突入した。日中戦争の勃発とその拡大について、小林総督は回想の中で次のように述べた。「台湾へ着任後一年ならずして北支事変が突発した。予て北支の上空には暗雲低迷し形勢不穏で、昭和十一年のなつであつたか同地方を観察した末次（信正）大将は、近く日支開戦を見るに至るべしと予言した程ではあつたが、自分は満洲国の事態確立せざる今日、果てしなき泥沼のよくな支那と事を構ふるが如きは眞眼の士の予見せざる所として、余まりこの予言に重きを置いて居なかつたので、全く自分には事変の突発であつた」。⁽¹¹⁾「突発事件」なので、「南方への平和的進出」⁽¹²⁾という小林着任後の政策構想に基づいた皇民化政策は、それ以前の同化政策より厳しいものであるが、対中戦争への対応や戦時体制の構築などを想定していなかつた。後述するように、日中の開戦は台湾の既定の皇民化政策に急遽、大きな変更を迫るものになつたのである。

第二節　盧溝橋事件の勃発と輿論管理の強化

盧溝橋事件勃発直後、台湾軍司令部は一九三七年七月一日にいち早く「北支事変」に関する公式声明を発表した⁽¹³⁾。その後、事変に対する中国側の輿論上の対応と雰囲気の推移を連日調査し、中国側の宣伝を信じないように全

島民への警告や勧告を発した。⁽¹⁴⁾その中では特に、「（一）新聞に注意し支那側の荒唐無稽なる宣伝や巷間の噂などを過信しないで欲しい、（二）成るべくラジオの受信機を整備して正確な情報を聴取し且つ之を近所に普及して貰い度い、軍は機密に亘る事の外つとめて情報を発表す。（三）軍の意図を故意に、又は偶然に歪曲して流布する向に對しては特に注意して欲しい、（中略）如何なる事態が突発しても決して喧騒動搖してはならぬ」と強調している。一方で、「島内社会情勢は表面平静なるかの如きも、支那の強国なるかの如く誤信しあるもの、帝国の主張の如何に公明なるかを進んで理解せんとする熱意なきもの、甚だしきは支那の態度にも多少の理由あるやうに噂するもの等、皇國臣民として不謹慎なるものを散見するは遺憾とする所なり」⁽¹⁵⁾と厳しい見方もしていた。

軍司令部による輿論への注意喚起に呼応し、総督府は一四日に諭告に相当する総督声明を公表した。その中心的内容は、「本島に対しても地理的関係上既に支那側より理非曲直を転倒せる逆宣伝の放送さるるものあるも、島民は之等の流言浮説に惑はざるが如きこと無く」、「本島民は能く当局を信頼し其の指示に従ひ安じて各自の業務に当り軽挙妄動するが如きことは絶対に避け国民としての本務を尽すことに努められること」を求めるものであつた。⁽¹⁶⁾また同日、小林総督は事件の解決に対する日本政府の方針と誠意を台灣の官民間に徹底し、「流言飛語」を抑えるために言論報道界に協力を求める談話を発表した。⁽¹⁷⁾

七月一四日、時局の重大化に対応し、島内の輿論管理を強化する機関として、総督府は府内に情報委員会（八月二五日に臨時情報部に変更）を新設する決定をした。⁽¹⁸⁾同委員会は「警務局長を主任とし、文書、保安、地方、通信部監理の四課長を以て組織され、文書課小澤事務官が幹事となり軍部と確實なる提携を図りつつ、更に外部就中言論機関及び地方庁との連絡を密にし進んで、委員会を通じて時局の推移と本島内外の情勢の変化を島民に徹底せしめ以て治安維持に万全を期する事になつた。尚時局に鑑み今後は定例部局長会議の外に隨時部局長会議を開催し時

局対応に粗漏なきを期する事とした」⁽²⁰⁾。ここでは、情報委員会が総督府と①軍司令部、②府外の言論機関、③各地方庁間の連絡機関として位置づけられたこと、設置の主な目的が従来の警察システムを通じて島内の治安維持と民心動向の把握にあることが見て取れる。これ以降、軍司令部の他に、事変に関わる公式発表と島民の時局認識の形成に関する呼びかけは、府情報委員会が担うようになつた。⁽²¹⁾

軍司令部と総督府によつて、事変に対する輿論管理体制が整えられると、地方庁やラジオ放送局、新聞社では「支那の逆宣伝」に对抗するための具体的な取り組みが進められることになった⁽²²⁾。中でも、「南支」（華南）即ち対岸の動きに非常に関心を払つたことが特徴だつた。地理的・人的ネットワークの関係で、台湾には福州、廈門などの租界を往来し活動する台湾人が少なくなつた。台湾当局にとって、国防面で華南地域は最も警戒すべきところであるが、貿易上でも華北の日中間の戦火を華南に影響させないようにする工夫が必要だつた。このため、華南地域の逆宣伝や抗日運動に細心の注意を払うニュースが多かつた。⁽²³⁾

要するに、盧溝橋事件勃発直後の台湾当局は、華北の戦火が広がつていくことへの対応として、華南を中心とする中国方面の逆宣伝（抗日宣伝）に对抗して、島内の治安維持と生活の安定を図る輿論管理の強化に専念した。そこには、華北の抗戦の気分に影響されて活発となつた華南の抗日運動が、台湾島内の抗日勢力の再起と活躍に繋がつていく懸念があつた。このような輿論管理の強化は、治安維持の性格が強く、将来の戦時体制の構築をなす精神動員の意味は薄かつたのである。第二次上海事変の勃発によつて日中間の戦争が華北から華中へ拡大すると、台湾軍司令部と総督府は相次いで全島民に告げる警告や諭告を発表し、「台湾の防衛を戦時体制に転移する」と公式に声明した⁽²⁴⁾。以降、台湾当局は島民に対する本格的な戦争動員を、日本内地で始まつた国家総動員に沿つて行うようになつた。

第二章 国民精神総動員の実施と皇民化運動の加速

第一節 国民精神総動員の実施と皇民化運動の戦時化

台湾当局は盧溝橋事件勃発以来の事態悪化に応じて輿論管理を強化したが、島内の民心動向は依然として大きく揺れ動き、台湾人の皇民化程度が疑われた。以下、台湾軍司令部が一九三七年九月一日に作成した「北支事変ヲ通ジテ觀タル本島人ノ皇民化ノ程度⁽²⁵⁾」をみてみよう。

北支事変ノ勃発以来、本島人モ亦各地ニ於テ内地人ト共ニ又ハ別箇ニ時局大会又ハ懇談会等ヲ挙行シ、断乎タル決意ヲ表明シ、国防恤兵金品ノ獻納等相當族出し、一見拳国一致的態度ニ出テ在リト雖、是等表面的事象ヲ以テ、直ニ一般本島人ノ皇民的自覺並時局認識ノ表徵ナリト断定スルハ頗ル早計ニシテ、一部ヲ除キ自己保身並大勢順応的觀念ニ支配セラレアルモノト觀察セラル、即チ尚支那側ノ實力ヲ過信シ、依然民族的觀念ヨリ支那ヲ祖國視シ、我國ヲ誹謗シ、支那ノ勝利乃至台湾ノ支那復帰ヲ希求スル者過半ヲ占メ、且又時局ニ有害ナル惡質ノ流言猶絶エサル狀況ナリ、特ニ各地公学校等ニ於テ調査シタル本島人児童ノ本事変ニ對スル認識ノ程度及感想ハ別紙掲載ノ通りニシテ、之レニ依リ多クノ家庭並隣人ノ言動ヲ知リ得ベク、尚之レガ如何ニ純真ナル児童ニ反影シツツアルカニ想到スルトキハ、誠ニ寒心ニ堪エサルモノアル。

之レヲ要スルニ、今次北支事変ヲ通シテ觀タル本島人ノ皇民化ノ程度ハ寒心ニ堪エザル実情ニシテ、防衛上苟安ヲ許サザルモノアリ。

此事実ハ四十年來執り来レル対本島人施政方針ノ結果ニシテ、今ヤ其非ヲ覺リ、速ニ其方針ヲ変更スヘキ時機ナリ、軍ハ戰時防衛態勢ニ鑑ミ、即時總督府ト協力シ、断乎適當ナル处置ヲ講スルヲ要ス。

（以下、資料の引用は旧体字をすべて新体字に改めた）

この調査報告は、盧溝橋事件勃発から一九三七年八月中旬までの間、「台湾憲兵隊長、総督府警務局長、各州知事及び府長の通報」に基づく情報を、台湾軍司令部によつてまとめたものである。まず、日中開戦は台湾の民心に大きな衝撃を与えたことがここで確認できる。また、これまでの平時状態下に進められてきた皇民化は、戦時という非正常な環境に対応できず、戦時体制の構築に向けての更なる強化が必要であると台湾軍当局が痛感したことわかる。日中戦争の勃発が台湾の皇民化の緊急性を一気に高めたことで、台湾当局は皇民化運動の強化を図らなければならなかつた。

一九三七年九月二日、日本政府は戦局の推移に鑑みて、盧溝橋事件以来の日中間の戦闘を「支那事変」と命名した。⁽²⁶⁾これより、近衛文麿内閣は対中全面戦争に備える一環として、「滅私奉公」を呼びかける精動をはじめ、「日本精神の発揚による举国一致の体現」という目標を掲げて民心を動員するための時局宣伝と国民教化を実施するようになつた。⁽²⁷⁾台湾においては、精動の要旨に基づき、九月一〇日総督府内に国民精神總動員本部が設置され、「行政官公衛中心となり、関係諸団体と協力、官民一体の下に、言論機関の活動、ラジオ文芸の利用、講演講習会の開催、実践運動による国家報恩、銃後の後援等の事項を実施し以て、全島民にして国策遂行の決意を固めしめつゝあり」という実施計画が作成された。
その主なる実践事項は次の通りである。

- (イ) 本島特殊ノ事情ニ鑑ミ国民精神ノ徹底ヲ期スル為戰勝祈願祭ノ執行、大麻奉斎並正序改善、国語普及、旧慣陋習ノ改善打破等ノ事項ヲ実践セシメ、島民皇民化ノ促進ニ努メ。
- (ロ) 非常時経済対策ヘノ協力事項トシテ豫テヨリ実施中ノ産業拡充計画ノ促進ニ努力シ、就中棉花、黃麻蓖麻等國家的重

要農産物ノ増産ヲ獎励シ、軍用秣ノ調達ニ力ヲ致ス等内台一致ノ実ヲ挙ゲツツアリ。

(八) 十月十三日ヨリ十九日マデ国民精神總動員第一回強調週間、二月十一日ヨリ十七日マデヲ第二回強調週間トシ、内地ト対応シ、緊密ナル連絡周到ナル計画ノ下ニ、全島民ヲ挙ゲテ緊張裡ニ終始シ。

以上に見られるように、台湾で展開された精動の具体的な実践事項には、それまでの皇民化政策の内容と重なるものが多い。しかし、島民の戦争協力を目的とする精動は、単なる皇民化の促進を目指すだけではなく、皇民化運動によつて銃後を守るよう方向付けられた。戦勝祈願祭の執行や軍用物資の調達への協力を奨励するなどがそれに当たる。このように、台湾の皇民化運動は精動の推進によつて加速されると同時に、戦時動員の色彩を帯びることになつた。一方、台湾における精動の迅速な進展は、皇民化運動の実施をベースにしたものであつた。これについて、次節で詳述する。

第二節 国民精神總動員運動の展開をめぐる日本内地と台湾

内閣が精動の実施を決定すると、日本内地では国民精神總動員中央聯盟という政府の外郭団体が結成され、台湾では総督府国民精神總動員本部が設置され、それぞれ内地と台湾の推進機構となつた。前節で触れたように、台湾総督府国民精神總動員本部の設置は一九三七年九月一〇日であり、その後に実施計画ができあがり、直ちに具体的な精神動員活動が実施され始めた。これに対して、内地の国民精神總動員中央聯盟の結成は一九三七年一〇月一二日であり、台湾より一ヶ月遅かつた。精動は日本内地から始まつたと言つても、実践面においては必ずしもそうであつたと限らない。

元国民精神総動員運動事務局員大室政右へのインタビューによれば、精動は「支那事変は大変なんだよ、局地じやないんだよ、だから国民もしっかりとよく認識してもらいたい、というところから始まっているんです」。「そのときのスローガンが『举国一致』『尽忠報国』『堅忍持久』というのはどういうことかわからないけれど、みんなで一緒になつてひとつのために頑張りましょう、というような意味だと思います。その内容は、日本精神の高揚だということなんですね」。⁽²⁸⁾つまり、この精神動員のための国民運動は、日中戦争の嚴重さを時局認識として国民全体にしつかりと理解してもらう必要から始まった。しかし、実践に移されると、具体的に何をやるべきか、どのように進めていくべきかについては、運動が開始した当初は成案がなく、運動に従事する者も少なく、実際のところ「なんでも」してみた。⁽²⁹⁾

日本内地と対照的に、台湾では運動推進の組織をいち早く整え、実践事項と方法もすつきり決めることができた。総督府で国民精神総動員本部が設置された後、「中央本部長には総務長官、参与には帝大総長、総督府局長、台湾軍參謀長、総督府付海軍武官、そして民間人が任命された。同時に、地方には州庁、郡市、街庄にそれぞれ支部、支会を設置した。支部の支部長には州知事、副支部長には内務部長と警務部長が命じられ、民間からは旧民風作興委員会のメンバーを参与に充当する場合が多かった。もちろん、本部・地方組織とも当初から行政官公衙を中心となつた官制組織であつた」。⁽³⁰⁾このように、台湾が内地より先に精動をきちんと実践に移せたのは、皇民化運動の実践とそれに備えた実施網がベースとなつたからだと言える。

次に、資料の制限で、一九三七年一一月に実施された「国民精神作興週間」と一九三八年二月に実施された「国民精神総動員第二回強調週間」の一例を挙げて、精動の具体的な展開をめぐる日本内地と台湾の比較検討を試みる。表1と表2の対照により、次の二点が確認できる。

日中全面戦争時期の台湾における国民精神総動員

表1 日本地と台湾における「国民精神作興週間」の実施要綱と実施事項

日本内地	台湾
<p>(一) 実施要綱</p> <p>一、趣旨 「国家興隆ノ本ハ国民精神ノ剛健ニ在リ」ト宣ヘル聖旨ヲ奉体シ、国民精神作興ニ関スル詔書渙發ノ記念日タル十一月十日ヲ以テ始マル一週間ヲ国民精神作興週間トナシ、国民精神総動員ノ趣旨ニ立脚シテ之ヲ実施スル。</p> <p>二、名称 国民精神作興週間</p> <p>三、実施要綱 (イ) 国体ノ本義ヲ明ニシ、日本精神ノ体現ヲ期スルコト 乃チ事変ニ関スル正シキ認識ヨリ出発シ、古今東西ノ邦国盛衰ノ因由、文化進展ノ跡ヲ究メ、日本ノ国力、世界ニ於ケル地位、特ニ東亜ニ於安定勢力トシテノ地位ヲ明ニシ、我ガ國ノ歴史の使命ノ達成ヲ圖ル為、愈々国民精神ノ剛健ヲ期スルヲ本旨トス。</p> <p>(ロ) 国民精神作興ヲ日常生活ニ具現セシムル為、各般ノ実践事項ノ実践ヲ強調シ、土地ノ状況ニ依リ、対象タル人ノ如何ニ応ジ、国民精神総動員実施ノ情況ニ即シテ適切ナル実施計画ヲ樹立実行スルコト。</p> <p>四、実施方法 (一) 政府 (イ) 国民精神作興ニ関スル一般項目ノ決定 (ロ) 週報特輯号ノ發行 (ハ) ポスター、パンフレット等資料ノ作製 (ニ) 各省ニ於テ実施スベキ事項ノ決定 (二) 国民精神総動員中央聯盟ニ於テ実施スルヲ適當トスル事項 (イ) 主要都市ニ於テ講演会ヲ開催スルコト (ロ) 道府県及各種団体主催ノ講演会ニ講師ヲ斡旋スルコト (ハ) 資料ノ作製配布</p>	<p>一、趣旨 国民精神作興ニ関スル詔書並<u>國際聯盟離脱ニ</u>関スル詔書ノ御趣旨ノ普及徹底ヲ図リ、実践躬行以テ非常時国民ノ精神ヲ振作シ、国民奮起ノ意気ヲ喚起シ拳島一致振張ノ実ヲ挙ゲムコトヲ期ス。</p> <p>二、指導大綱 イ、国民意識ノ強調徹底ヲ期シ、我帝国ノ大義ヲ宇内ニ顯揚スル大国民ノ襟度ヲ保タシメ、剛健ナル国民精神ヲ振作スルコト。 ロ、<u>上下一心文武恪循衆庶率励</u>以テ国民奮起ノ実ヲ挙ゲルコト ハ、自律自省以テ質実剛健ナル生活態度ヲ樹立シ、<u>國家社會ニ奉仕セシムルノ風ヲ起スコト</u> ニ、<u>正ヲ履シ中ヲ執リ以テ重大ナル世局ニ處シ、協謀邁進セシムルコト</u> ホ、<u>日滿親善ノ精神ヲ強化シ、共存共榮以テ世界平和ノ基礎タラシムルコト</u></p> <p>三、期間 <u>詔書渙發記念日タル十一月十日ヲ中心トシ、十一月七日ヨリ同十三日迄一週間トス。</u></p> <p>四、実施事項 十一月十日記念日行事 1、各戸必ズ国旗ヲ掲揚スルコト 2、左記参照ノ上ナルベク詔書渙發十周年記念式ヲ挙行スルコト 各市街庄主催ノ下ニ各官衙、教育、教化諸団体、銀行公社其ノ他ノ諸団体及民間有志ノ参加ヲ求メ、左ノ次第二依り行フ 開式、国旗掲揚（君ヶ代合唱）、遙拝、<u>國民精神作興詔書及國際聯盟離脱ニ關スル詔書奉誦</u>、式辞、万歳三唱 3、当日ヲ克己日トシテ各自身込ヲ顧ミ克己忍苦ノ非常時生活訓練ヲナスコト 週間実施事項（左記事項ヲ參照シテ適宜計画実</p>

<p>(二) 其他</p> <p>(二) 実施事項</p> <p>(1) 週間特輯号及パンフレット「八紘一字ノ精神」発行配布</p> <p>(2) 講演会、映写会等ノ開催</p> <p>(3) 地方ニ於テハ土地ノ情況ニ依リ、夫々適切ナル方法ヲ樹立実行ス、而シテ全国民ノ実践セル主ナル事項ヲ挙グレバ左ノ如シ</p> <p>(イ) 宮城・神宮遙拝、<u>皇陵参拝ヲ行ヒ</u>皇軍ノ武運長久祈願</p> <p>(ロ) <u>出征軍人家族、戦死者遺族ノ慰問、同家業帮助</u></p> <p>(ハ) 労力奉仕、生活改善、消費節約、貯蓄実行、国産品使用</p>	<p>施スルコト)</p> <p>1、本週間ヲ起点トシ、国民各自ノ決心ニ依リ、生活更新ノ実行ヲ期スルコト</p> <p>2、団体的申合ニ依リ適切ナル共同的実行事項ヲ定メ、其ノ実行ヲ期スルコト</p> <p>3、<u>國語愛用及其ノ普及奨励ヲナルコト</u></p> <p>4、<u>国民融合協調ノ精神ヲ高調スルコト</u></p> <p>5、各学校生徒兒童及在郷軍人会、青年訓練所、青少年団、壮丁団、消防組等ニ於テハ夫々非常時ニ處スル實際訓練ヲ行フコト</p> <p>6、教育教化機関ニ於テハ適當的ナル実行運動ヲ定メ、一般ニ率先シテ活動ヲナスコト</p> <p>7、教化委員制ノ実施及教化機関ノ普及充実ヲ図ルコト</p> <p>8、講演会、ラジオ放送、映画会、座談会、街頭宣伝、ポスター、ビラ等ニ依リ一般民衆ニ對シ趣旨ノ徹底ヲ図ルコト</p> <p>9、本週間ノ克己ニ節減シ得タル余財ハ額ノ多少ヲ論ゼズ、国防献金或ハ公共施設費寄附又ハ各自ノ貯金トナルコト</p> <p>国民精神作興週間ヲトシ左記教化宣伝資料ヲ刊行ス</p> <p>記 部報第七号（国民精神総動員特輯号）</p>
--	---

注：「明治節奉祝及国民精神作興週間」（1937年10月19日次官会議決定）、「台湾ニ於ケル国民精神作興週間」（長浜功編『国民精神総動員運動 民衆教化動員資料集成』第1巻、明石書店1988年、76-79、332-335頁）より筆者作成。

表2 日本地内と台湾における「国民精神総動員第二回強調週間」の実施要綱と実施事項

日本内地	台湾
<p>一、趣旨</p> <p>興隆日本ノ建設ハ肇國精神ノ顯現ニ在リ、仍テ事変下ノ紀元節ヲ機トシ、国民精神総動員強調週間ヲ設定シ、国民精神総動員ノ中核タル國体觀念ノ明徴、日本精神ノ昂揚ヲ強調シ、之ヲ社会万般ノ上ニ具現セシメントス。</p>	<p>一、趣旨</p> <p>興隆日本ノ建設ハ肇國精神ノ顯現ニ在リ、仍テ事変下ノ紀元節ヲ機トシ、国民精神総動員強調週間ヲ設定シ、国民精神総動員ノ中核タル國体觀念ノ明徴、日本精神ノ昂揚ヲ強調シ、之ヲ社会万般ノ上ニ具現セシメンコトヲ期ス。</p>
二、名称	二、名称

日中全面戦争時期の台湾における国民精神総動員

国民精神総動員強調週間	国民精神総動員強調週間
三、期間	三、期間
自昭和十三年二月十一日（紀元節）至同二月十七日 一週間	自昭和十三年二月十一日（紀元節）至同二月十七日 一週間
四、実施要領	四、実施要領
(一) 我が尊厳ナル国体、宏遠ナル肇國ノ理想、日本文化ノ精粹ヲ徹底セシメ以テ、日本精神ヲ昂揚セシメルコト。	(一) 我ガ尊厳ナル国体、宏遠ナル肇國ノ理想、日本文化ノ精粹ヲ徹底セシメテ、高明雄渾ナル日本精神ヲ昂揚スルト共ニ、支那事変ヲ転換期トナス帝国ノ重大ナル立場、東亞安定勢力ノ枢軸トシテノ使命ヲ確認セシメテ、島民ノ響フ所ヲ知ラシメ以テ、必成ノ信念ヲ培養シ國運ノ伸張ニ対スル全島民ノ積極的努力ヲ推進スルコト。
(二) 我国現下社会各般ニ見ラル弊害が外国思想及外国文化ヲ無批判的ニ採り入レタルコトニ因ルモノ多キニ鑑ミ、日本精神発揚ノ根本義ニ立脚シテ、此ノ際國民ヲシテ深ク之ヲ反省セシメ、社会生活ニ於ケル各般ノ弊ノ匡正ニ努メシムルコト、特ニ誤マレル個人主義、自由主義、功利主義、唯物主義ノ打破ニ努メシムルコト。	(二) 我国現下社会各般ニ見ラル弊害が外国思想及外国文化ヲ無批判的ニ採り入レタル結果ニ基ク誤レル個人主義、自由主義、功利主義、唯物主義ニ因ルモノ多キニ顧ミ、日本精神発揚ノ根本義ニ立脚シテ、此ノ際之ヲ深ク反省セシメ、社会生活ニ於ケル各般ノ弊ノ匡正ニ努メシムルハ勿論、特ニ本島社会ノ実情ニ稽ヘ國民精神ノ涵養振作ヲ阻害スルガ如キ、旧来ノ陋習ヲ打破シ以テ、一層時局ニ対応スル生活ノ実践ヲ強化持続セシムルコト。
五、実施方法	五、実施方法
(一) 紀元節奉祝ニ関スルコト	(一) 紀元節奉祝並ニ建国祭ノ挙行
(イ) 官庁学校等ニ於テ奉拝式又ハ祝賀式ヲ行フニ当リテハ、特ニ前文趣旨ノ徹底ヲ図ルニ努ムルコト。從來式ヲ挙行セザル向ニ在リテハ努メテ之ヲ行ハシメ、已ムヲ得ザル事由ニ依リ挙式セザル向ニシテハ右ニ準ズベキ方法ヲ講ズルコト。	(イ) 官庁学校等ニ於テ奉拝式又ハ祝賀式ヲ行フニ当リテハ、特ニ前項趣旨ノ徹底ヲ図ルニ努ムルコト、尚從來式ヲ挙行セザル向ニアリテハ努メテ之ヲ行ハシムルコト。
(ロ) 市区町村ニ在リテハ市区町村民ノ為、成ルベク次号ニ掲グル時刻ヲ期シ神社、学校、公会堂等適當ナル場所ニ於テ祝賀ノ方法ヲ講ジテ前文趣旨ノ徹底ヲ図ルコト。	(ロ) 市街庄ニ在リテハ市街庄官民一体トナリテ建国祭式典ヲ挙行スルコト。
(ハ) 当日午前十時ヲ期シ「紀元節奉祝ノ時間」ヲ設ケ、前各号ノ式典ニ参列セザル一般國民ハ各家庭其ノ他場所ニ於テ夫々宮城遙拝ヲ行フコト。	本年ハ時局ニ鑑ミ特ニ雄渾、嚴肅ナル式典ヲ行ヒ、國威宣揚、皇軍ノ武運長久ヲ祈願スルト共ニ尽忠報國堅忍持久ノ決意ヲ宣誓スルコト。
コノ為同時刻ニハ汽笛、サイレン、鐘等ヲ用ヒ適當ナル周知方法ヲ講ズルコト。	(ハ) ラジオハ午前十時ヲ期シ「紀元節奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フ予定ナレバ、式典ニ参加セザル一般ハ各家庭其ノ他ノ場所ニ於テ夫々神宮並ニ皇居ノ遙拝ヲ行フコト。
尚ラジオハ同時刻ニ「紀元節奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フ予定	(二) 学生、生徒、児童及各種団体ニ於テハ
(二) 本週間ノ実施ニ關シ中央ニ於テハ左ノ事項ヲ実施ス	
(イ) 政府各庁ハ主管事務ノ中ニ於テ前文趣	

<p>旨ノ具現ヲ図ルコト。</p> <p>(口) 「週報」特輯号ノ發行、冊子、ポスター、ビラ等ノ作成配布ニヨリ周知方法ヲ講ズルコト。</p> <p>(三) ラジオハ本週間中放送番組ノ特別編成ヲ行フ予定。</p> <p>(四) 地方ニ於テハ其ノ実情ニ応ジ左ノ各項ヲ考慮ニ入レ前文趣旨ノ徹底ニ最モ有効ナル施設ヲ実施スルコト。</p> <p>(イ) 地方実行委員会ヲ開催シ、日本精神ノ昂揚、社会風潮ノ一新等ニ関スル積極的活動ヲ促スコト</p> <p>(口) 各種団体ノ活動ヲ促シ本運動ノ徹底ヲ期スルコト</p> <p>(ハ) 学生生徒児童其他ニ於テモ愛国行進其他団体運動ヲ行フコト</p> <p>(二) 国体、日本精神ニ関スル講演会、座談会等ヲ開催スルコト</p> <p>(ホ) 各種ノ集会行進等ニ於テハ愛国行進曲ヲ合唱スルコト</p> <p>(ヘ) 運動ノ重点ヲ主トシテ都市ニ置キ、啓発宣伝ニ遺憾ナキヲ期スルコト</p>	<p>神社参拝、愛国行進、其ノ他団体訓練、団体運動ヲ行フコト。尚集会、行進等ノ場合ニ於テハ愛国行進歌ヲ合唱スルコト。</p> <p>(ホ) 「建国祭ノタ」ヲ催シ、建国祭並ニ時局ニ関スル講演ヲ中心トシ、之ニ劇、映画、音楽其ノ他ヲ配シテ、一般民衆ノ時局ニ対スル認識ニ強化スルコト。</p> <p>(二) 国民精神総動員ニ関スル官民協議会、大会或ハ講演会、座談会等ヲ開催シ、日本精神ノ發揚、<u>皇民化運動ニ付、既往ノ実績ヲ反省検討</u>スルト共ニ一層積極的ナル活動ヲ促スコト。</p> <p>(三) 国民精神総動員運動強調日ノ設定 概ね左記ニ準ジテ強調日ヲ設定シ場所ト対象トニ応ジテ適當ナル方策ヲ樹立シ之ガ実践ヲ求ムルコト。</p> <p>建国ノ日、時局生活ヘノ反省ノ日、出動將兵ヘノ感謝ト殉国勇士ヘノ讃仰ノ日、非常時経済ヘノ協力ノ日、勤労報國ノ日、銃後ノ後援強化ノ日、非常時心身鍛錬ノ日等</p> <p>(四) ラジオハ本週間中放送番組ノ特別編成ヲ行フ予定。</p>
--	---

実施事項（文部省）

- 1、本週間設定ノ趣旨徹底ヲ図ル外、本週間中ハ特ニ支那事変ガ新ナル段階ニ入りタル政府声明ノ趣旨ノ徹底ヲ図ルタメ訓話、講演会、講習会、ラジオ、映画、印刷物等凡ユル方法ヲ講ジタリ。
- 2、紀元節奉祝ニ関スル奉拝式又ハ祝賀式其ノ他ノ行事ヲ行フニ当リテハ特ニ憲法發布五十年ノ記念ノ意義ヲ徹底セシムルニ努メタリ。

注：「国民精神総動員第二回強調週間」（1937年12月23日次官会議決定）、「国民精神総動員第二次強調週間」（長浜功編『国民精神総動員運動 民衆教化動員資料集成』第1巻、明石書店1988年、80-83、335-337頁）より筆者作成。

第一に、一九三七年一一月一〇日前後に実施される「国民精神作興週間」において、日本内地では「支那事変」に関する時局認識の強化と実質的な銃後支援の実行に重点が置かれるのに対して、台湾では国民意識の強調と日本精神の発揚に「国語普及」や「内台一如」など皇民化運動の内容を盛り込みながら、内地より戦時色が薄い精動が行われることになった。また、実施事項や方法から見れば、台湾の方がより緻密で洗練されていた。これは、まさしく台湾の精動の迅速な展開が皇民化運動の実施をベースにしたものであることを裏付けている。

そもそも、精動は「国民の精神総動員の運動」と「国民精神の運動」の二面性を持つていた。⁽³¹⁾ 精動が始まつたばかり頃の内地と台湾では、後者については日本精神の涵養と發揚でほぼ一致していたが、前者については対中戦争への情熱を搔き立てて銃後の結束を固めることへの理解に必ずしも歩調を合わせられたわけではない。その理由は、「支那は島民の祖先発生の地であり血統的に同胞の地なのだ。日本政府の方針としては本島人を大陸の戦場での戦いには参加させない方針を採つていた」とことで、「内地ほど島内には緊迫した戦時色はなかつた」ことにある。⁽³²⁾ そして、精動のひとつ柱としての「国民精神の運動」は、精動が展開される前の台湾で進められた皇民化運動の内容と目標にほぼ合致していた。従来の皇民化運動の実施を基礎にしたおかげで精動の迅速な実施が台湾で実現可能となつたのである。

第二に、一九三八年二月一一一七日に実施された「国民精神総動員第二回強調週間」を見れば、台湾では依然として運動実施の主旨を皇民化の推進に関連付けて解釈することが見られ、全体としても日本内地と台湾の精動は歩調を合わせるようになつていったことがわかる。このことは、内地による台湾統合という方向でみることができる。具体的に言うと、国民精神総動員強調週間を紀元節（二月一日）前後に実施したことや、日中戦争に関する時局認識の強化と銃後の戦争協力を求める活動が台湾の精動の中で多くなり、台湾の戦時色が徐々に濃くなつてい

き、式典・ラジオ放送などを行う時刻まで内地に一致させることなどは、まさにそうした統合の動きを反映したものだといえる。そして、日本軍による南京占領と近衛声明により、日中戦争の長期化が決定的となつたため、長期戦への心構えを国民全体に求める必要が生じ、精動は日本帝国圏内での更なる銃後動員と举国一致の強化を目指す必要に迫られた。もちろん、国民精神総動員中央聯盟結成後の制度、組織、人員の充実が重要な背景である。⁽³³⁾

このようにして、台湾の精動の独自性は最初の段階より弱くなり、帝国日本の精動の一地方的な展開に過ぎないものに変わっていった。その後、台湾の精動の推移は基本的に内地のペースに合わせられるものとなつた。一九三九年三月末、日本政府は国民精神総動員委員会を設置して内閣情報部にその職務権限を与えることにより、官側の運動に対する統制を図つて精動の強化策を打ち出した。⁽³⁴⁾ 四月七日、同委員会は「国民精神総動員新展開の基本方針」を作成し、一〇日に閣議で決定された。その内容は日本帝国圏内で「東亜新秩序建設」声明の意義に対する理解を深めさせ、その実現のための精動の拡充強化を目指すものであった。その中で、「次代の中堅たるべき青年並に家庭生活に於て重要な役割を担ふ婦人の一段の奮起協力が必要である」と特に留意すべき事項が指摘された。⁽³⁵⁾

結果、青年団体が兵員養成の組織として、婦人団体が日常生活のあらゆる面からの銃後協力の担い手として期待され、内地から台湾などの「外地」まで、精動を通じてメンバーの社会中下層への拡大が急激に進められた。台湾総督府が一九三九年に青年団の大幅な拡大を推進し、青年学校の設置を行つたのはその実例である。⁽³⁶⁾

しかし、精動が拡大すればするほど実態は形骸化していくことになり、機構改組を試みたものの、一九四〇年四月末には国民精神総動員委員会の官制廃止⁽³⁷⁾という結果となつた。同年、国民を「動員」するよりも国民の主体的「翼賛」を求める新体制運動が立ち上げられ、大政翼賛会が発足した。精動はそれに吸収されて、太平洋戦争勃発後も形を変えながら日本の決戦体制に備えた。⁽³⁸⁾ 台湾でも、翌年に内地の大政翼賛会に相当する団体として皇民奉公

会が結成され、大東亜戦争に関わる時局宣伝や特別志願兵制度・徵兵制の実施を推進する主役となつた。以上見ていたように、日中戦争勃発当初は内地と異なる精動を推進した台湾だつたが、戦争長期化以降、その大まかな流れは内地のそれと同一歩調を取つた。ただ、その具体的な実施内容には皇民化運動と同一の内容が盛り込まれたことで、精動の台湾社会における受け止め方は、終始内地と異なる側面を有していた。

第三章 国民精神総動員下の台湾社会諸相

本章では台湾軍司令部が作成した「支那事変ト本島人ノ動向」という調査報告を主な資料として、日中戦争、皇民化運動、銃後の動員活動などに対する台湾の一般民衆の受け止め方を検討する。

精動の展開と皇民化運動の加速に伴つて、台湾軍司令部は時局宣伝と戦時動員の効果、さらには皇民化運動の実態を隨時把握するため、前述の「北支事変ヲ通ジテ觀タル本島人ノ皇民化ノ程度」の続編として、一九三七年一〇月から「支那事変ト本島人ノ動向」とする調査報告を月ごとに作成するようになつた。現在確認できる限り、この調査報告は少なくとも一九四〇年一〇月まで継続していいたことがわかつてゐる。こうした連續性のある調査報告集は、台湾社会の治安を安定させるための参考用の機密書類であり、その場しのぎの隠蔽や取り繕い、有りもしない成果の誇張などは排除されやすかつたと考えられる。また、付属の調査表は基層社会の個人の意見を表した豊富なケースを提供しており、下からの視点で台湾社会の実態を考察できる貴重な資料となつてゐる。なお、本調査報告は主に本島人を相手にするものであるが、高砂族に関する情報はそれほど多くない。なぜなら、台湾当局の主な警戒対象は、中国大陸への心理的連帯感を持ち、人口の90%強を占める漢民族だつたからである。⁽³⁹⁾

第一節 日本語を習うか否か・戦時動員に縛られた皇民化運動

「国語普及」はそもそも皇民化運動の重要な内容であり、精勤が台湾で展開されるのに伴い、その実施事項の一環となつた。一般民衆はこれをどのように受け止めていたのか。台南州斗六街在住の農民曾氏は、次女が夜間学校に通つて日本語を勉強しようとすることに怒り、近所の人などがなだめにきたことに対し、「吾々は貧乏なり、然るに慰問金、国防献金、宴会費とか金を取らることに許りなり、何故吾々は斯くも苦しめるか、夜学に行き国語等学び必要なし」と反駁した。⁽⁴⁰⁾ また、高雄州旗山郡在住のある女性李氏は「女子が国語に熟達すれば、人夫として徴發され、炊事婦又は洗濯婦として戦地に送られる」という流言に迷わされ、日本語の習得を躊躇していた。⁽⁴¹⁾

一九三七年九月の調査によれば、「国語解者は将来徴發さる虞ありとして、（一般島民は）其子弟の公学校退学を申出、或は一時的なりしとは言え、国語講習所の出席率著しく低下なる地方等あり」という現象が起つた。⁽⁴²⁾ また、一九三八年一〇月の調査報告にも同様の内容が見られた。「国語が出来ると男は軍夫に、女は炊事婦に徴發せられるとて国語講習員が減少した」。⁽⁴³⁾ これらのこと例が示すのは、日中戦争勃発によつて推進された銃後支援活動や戦争徴發などが、一般島民の日本語学習意欲を低下させる大きな要因になつたことである。精勤は、台湾当局による皇民化運動を加速させたが、一方で一般民衆の間では戦争に巻き込まれることを回避するため、皇民化を拒否し、日本語学習を忌避する動きもあつたことがわかる。

第二節 絶え間ない銃後動員活動への不満と抵抗

精勤の実施事項で最も多いのは、国防献金や慰問金の募集、報国貯金の奨励などの銃後支援活動、時局講演会や戦勝祝賀会、非常時訓練など時局認識の強化、そして生活の戦時化を図るものであつた。これらの絶え間ない銃後

動員は島民の反感を買い、不満を漏らす言論が相次いだ。例えば、「非常時は実に困る、国防献金又は色々の名目の下に次から次と金を徴収され、此頃は家の寸法迄計り税金を徴収する」「五十銭も出して祝賀会などに参加するよりも、市場の飲食店にて米粉を買えば喰い切れぬ程あり、そんな馬鹿気な出費等真平御免だ」「（国防献金を募集された後）押し強き乞食の様だ」「（防衛団勤務中の他の団員に）何だこんなつまらぬ事を為たつて仕方がない」等といった文句や風刺の言葉が見られるようになつた。⁽⁴⁴⁾その他、地方官庁が銃後動員の名目で住民を無償の労働力として使役することへの疑問や批判も現れた。台南州曾文郡下呂庄の姜林閑は男女青年団報国勤労奉仕隊の道路修繕作業を目撃し、居合わせる本島人數名に対し、「官庁は自動車営業者の利益を図らんか為、勤労奉仕の美名の下に道路修繕を為さしめ居るものにして、報國の二字に惑わされ無報酬で之に従事する者は結局馬鹿だ」と不満を吐露した。⁽⁴⁵⁾

また、戦争の拡大に伴う軍費の増加が自身の財産の安全を脅かすことへの不安となり、貯金に関する流言が盛んになつていく。「報国貯金なるものは字の示す如く好名目の下に強制的に金を出させ事變に使用するものなり、五年間には払戻すことなるも、此の金は再び戻るものとは考えられない、全く吾々を瞞すものである」「台灣銀行に於て金を買上て居るが、買上に際し其三、四割は窓口に於て国防獻金や愛國債券購入を強ひられ、手に入る所は結局六、七割にして、将来必要に応じ或は没収するやも知れず」。⁽⁴⁶⁾そして、過度の精神動員への反発心から、天皇や日本国旗に対する不敬行為も生じた。例えば、「天皇陛下はウンコをたべたいです」「天皇は昨日死んだ」といった落書が公共便所の壁に書かれること、他人の店舗や住宅が掲げた国旗を盗んで附近の下水暗渠の中に投げ捨てるなど、勅語奉安所を破壊することもあった。⁽⁴⁷⁾以上の銃後動員への反抗的な言動は、いずれも島民個別の利害に基づいて潜行するものであり、消極的抵抗と言える。

多様な銃後動員活動の中で、島民が根強い反発を示したのは生活の戦時化を図る一環としての信仰や旧慣の改変であった。これはそもそも皇民化運動の内容であり、日本精神の発揚と帝国日本への忠誠心の強化を求める精勤によって急進化された。神社参拝や正序改善と同時に、廟の廃止も強制的に進められた。下記は強烈な抵抗が起り、統治当局と島民の激しい対立と関係悪化を招いた代表的な事例である。一九三八年四月、「花蓮郡当局が民風作興の申合に基き皇民化促進の為、十一个の本島人無届廟を廃止する旨公表したるに一般本島人に大きなる反響を呼び⁵¹、信教の自由は憲法に依りて保証せられあり、二、本島人の信教執着と風習に対する不法圧迫なり等云為して、異議を唱ふるもの多く。就中花蓮港街城隍廟は本島人信仰の中心をなし、信者最も多きを以て之が廃止を憤慨するもの多く、畢竟其の無届なるは管理者の責任なりとて、両者間に悶着を生じ、民情悪化の傾向あり」。⁴⁹一九三九年二月、「高雄市在住本島人漁民は市当局の実施せんとする皇民化促進の一手段としての同地媽祖廟（后天宮）の廃止問題に対し、后天宮は我等海上生活者の守護神にして、内地金比羅宮に比べきものなりと強硬に反対し、信徒は百名結束連判状を以て陳情す」。⁵⁰

第三節 軍夫徵用「命の無駄な犠牲」なのか、「皇国民としての無上の光榮」なのか

上海戦線への増援として、混成旅團に編成した台湾軍の一部（重藤千秋部隊）は一九三七年九月一二日より華中に出征することになった。⁵¹それと同時に、「軍需品の輸送運搬に使役する」ための台湾人軍夫の徵用が始まった。⁵²台湾人に対する軍事動員は、陸軍特別志願兵制度が実施される一九四二年までに、主に軍夫徵用の形で行われていった。

一九三七年九月中の民心動向に対する調査によれば、「軍夫賦役の実情に暗きと惡質の流言とに、不安を抱き、

日中全面戦争時期の台湾における国民精神総動員

表3 1937年9月末から10月末にかけての軍夫志願者数の推移

地方別	1937年9月末		1937年10月	
	本島人	本島人	高砂族	計
台北州	30	297	4	301
新竹州	52	210	659	869
台中州	5	313	-	313
台南州	14	162	-	162
高雄州	2	121	-	121
台東庁	-	4	118	122
花蓮港庁	-	16	49	65
合計	103	1,123	830	1,953

注：「軍夫徵用ト本島民心ノ動向」第4頁（前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第1号）、「軍夫ニ
関スル諸状況」（前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第3号）より筆者作成。

幼稚なる忌避行為を企つる者或は家族と泣き別れる者甚しきに至りては、応懲後逃亡なせる者等ありたるも、中には無上の光榮として子女の死亡を秘して勇躍応懲せるもの、或は内地人軍人の堂々たる応召振に感激し進んで軍夫を願出たる者も尠からず然れども、此等の者も内地人に見るか如き、眞の愛国心に基づくものにあらずして、単なる一時的興奮の表現に過ぎざるか如し^[53]。全体としては、軍夫徵用が始まつた頃に、恐怖と不安に駆られて徵用を忌避しようとする者は多かつた。極端な例ではあるが、「軍夫徵用は役場の選定に依る、若し自分が徵發せられたら、役場員を殺してやる」「今回の事変に依り、台北、松山方面にては多数軍夫徵用せられたるが、軍夫の徵發は役場に於て指定するものなるに付、我々は軍夫として戦地に死するより、役場員を襲ひ台湾にて死するが本望なり」「徵發人夫は死地に赴くに等しき者なり」^[54]という強烈な拒否を示す言説さえあつた。

ところが、重藤千秋部隊と共に最初に出征した「本島人軍夫が上海戦線に於て特異の活動振を示し、皇軍将兵の賞賛を博しつつありとの情報、或は出征軍夫よりの皇軍の威武、将

兵の軍夫に対する親愛等感激に溢れたる通信、戦病死軍夫並其遺族及戦傷軍夫に対する軍官民の予想外なる優遇⁽⁵⁵⁾などが島内に伝わるにつれて、当初の恐怖と不安が少しづつ消えていき、徵用を受け入れる島民は増えてきた。そして、精勤の島内展開に伴つて、出征者とその遣家族は各種の動員活動に「英雄」や「模範」として高く称賛され、「二等国民」として劣等感と憂鬱が晴らされる心理上の満足を獲得したことで、軍夫になることは「皇国民たるの幸福」と「光栄」だと受け止められるようになつた。⁽⁵⁶⁾この結果、本島人青年の中で「皇軍将兵と共に聖戦に参加する」ことを「至上の光栄」と見なして、「血書従軍志願者」が出て来た。⁽⁵⁷⁾

軍夫徵用の状況は全体的に好転しつつあるにもかかわらず、島民の不満と反感が完全に消えたわけではなく、徵用規模の拡大と共に、新たな問題が生まれてきた。即ち、日本軍人の本島人軍夫差別という問題である。これは本島人の間に流布された次のようないい言論から確認できる。「先般台湾総督府に於ては今次事変に名譽の戦死を遂げたる本島人軍夫を靖国神社に合祀方内閣に交渉したるも、内閣は本島人を祀ることとは不可なりとて一言の下に拒絶したりとのことなり。現在各方面に軍夫志願多数ありとのことなるが斯の如き、差別を受けながら尚志願するか如きは馬鹿者なり、自分は如何なることあるも志願せぬ」「軍夫某（目下上海戦線に在り）は戦場にて泣き暮し居たる為め、兵隊が恐り蹴殺せる由なり」⁽⁵⁸⁾「今回の軍夫徵發は軍夫を単に軍需品輸送にのみ使用するに非すして、之を第一線に送り敵弾の遮蔽に使用し以て、軍隊の損害を僅少ならしむる計画なるを以て、今後徵發せらるる軍夫に犠牲者多かるへし」⁽⁵⁹⁾「最近水上より又軍夫百名位徵發される由なり、日本軍は軍夫を徵發、鉄砲の楯となすから、生きては帰れない云々」⁽⁶⁰⁾。上記の言論はいずれも本島人軍夫差別への不満を吐露した。これらは、本島人が軍夫として日本軍人と共に戦場に赴いても日本内地人と同等に扱われることができなかつたことを反映している。精勤を通じて「軍夫になることは皇国民としての至上の光栄だ」とどんなに宣伝しても、徵用への忌避行為が途絶えなかつ

た原因の一つはここにある。

軍夫徵用の長期化に備えて絶え間ない兵員提供を図るため、従来の青年団体の拡充だけではなく報国勤労奉仕隊の組織や軍事的訓練を課す青年学校の設置も進められ、精勤によつてこれらの団体や学校への参加が島民に呼びかけられた。「壯丁團員となれば軍夫に採用せられると信ずるものありて最近志願者が増加した」「青年学校に入らば、間もなく軍夫として戦地に遭らる」⁽⁶¹⁾などの流言と、「台南市に於ては一九三九年九月二十四日開校式を挙行し、其の際本島人有力者四十余名に対しても管理者たる市尹より案内状を発したるに（中略）、当日の開校式には一名の本島人も参列せざりしと云う。（但右青年学校を併置したる公学校の本島人訓導七名は出席せる由なるも此の当然にして、寧ろ來賓に數えたるは滑稽なり）」⁽⁶²⁾との調査結果が示すように、島民が軍夫動員の関連組織への参加に冷ややかに対処し、それを徵用忌避に利用する現象も現れた。

第四節　日中戦争への見方について

前述のように、日中戦争勃発直後、台湾当局は輿論管理を強化したばかりではなく、精勤の実施に伴う時局宣伝も強力に推し進めた。にもかかわらず、台湾社会では中国を支持して日本の敗戦を希望する考えが依然として存在していた。

日中開戦の責任について、「今回の日支事変は日本軍が北平で実弾演習中、支那兵を射殺せるに依り始まりたるものにて、日本軍の非なること明なり」と認めて、「日本はいつも連戦連勝と放送しあるも虚報なり、若し日本敗戦せば、支那が来て台湾を治めた方が良い」「假全支那が攻めて来ても、我々は元來支那人故、吾々に危害は加えない」と日本側の報道を疑問視して、中国軍の来台と台湾の祖国復帰を望む者が見られた。⁽⁶³⁾また、日本が敗戦する

ことになる理由について、「日支事変は蒋介石が七ヶ国を引入れて日本に対戦する故、結局日本の負けとなる」「支那軍には法術あり日本軍より強し故に、支那軍は必ず勝つ」「世界各國は表面上親日的態度を取るも、裏面に於て支那を援助し、多数飛行機を提供し居る故、日支戦争は日本の勝となるて甚だ疑問なり」などが挙げられる。⁽⁶⁴⁾

その他、中国を支持する理由には、私怨を晴らそうとする要望も現れている。「自分達は今迄日本の為めに非常に苛められて來た。今度若し日本が負けたら、内地人の鼻に穴を開けて縄を通してやつても飽き足らぬ云々」「僕等は常に彼等に圧迫を受け居るに付、日本が負けた時は支那兵が台湾に来攻するに違いないから、其の時を利用して支那軍に加わり、一番先に彼等三名を片付け、其の時の都合に依りては、他の内地人と対抗するも辞せず」。こういった反日の姿勢は、植民地支配から脱出する希望を中国の勝利に託す気持ちを表している。

さらに、革命家による抗日活動復活の動きも出現した。台湾の抗日運動は、一九三〇年代半ばの当局の厳しい取り締まりによつて大陸に逃れ、或は地下活動に入つていたが、日中戦争の勃発と中国の抗戦は彼らに新たな希望を抱かせた。調査報告第五号によれば、一九三七年一二月、かつて霧社事件にも関係したと言われた江保成による抗日「陰謀活動」が計画された。計画の詳細は、「支那事変は日本が大敗し、而も台湾軍の主力が支那に出動しあるを以て、支那はその虚に乘じ、大兵を台湾に上陸せしめ奪還を図るものと信じ、一面警察官が道路修繕に保甲民を酷使する等に反感を抱き、此の機会に同志を糾合し、先づ高雄州旗山郡下警察官派出所を襲撃、漸次全島に及ぼし、支那軍の上陸と相呼応し、台湾を日本より奪還」するというものだつた。⁽⁶⁵⁾結局、このような計画は当局の捜査と関係者の検挙で潰されてしまつた。続いて、一九三九年二月の台中市、同年六月の新竹州（新竹事件）、また同年一〇月の台南市でも、類似する反日の革命活動が続々と検挙された。⁽⁶⁶⁾当局はこうした革命活動が島内の民心を動搖することに非常に警戒し、厳しく取り締まつた。

総じて言えば、一九三八年半ばまで、精動の推進と輿論に対する厳しい管理によって、「本島人の時局に対する認識が漸次良好に向かいつつあり」「時局認識の徹底」が大きく進展したことで「不穏言動」が著しく減少した。⁽⁶⁹⁾

その後、基本的に「本島人の対時局特種言動として特記すべき情報を得ず」「島内一般情勢は引続き平穏にして特に憂慮すべき事象を認めず」「本期島内一般の情勢は平穏にして、警備上特に憂慮すべき事象を認めず」という状態となつた。⁽⁷⁰⁾しかし、台湾当局はこれを「嚴重なる官憲の取締を畏怖し、言動著しく潜行的となりつつあるの証」だとかなり冷静に捉えており、決して楽観視することはできないと強調した。⁽⁷¹⁾台湾当局は本島人に対して戦争動員と皇民化運動を行いながらも、本島人の「面従腹背の根性」を理由に信用しすぎるべではないとの定見を持ち続けたことが見て取れる。

おわりに

帝国日本の植民地だった台湾は、日中戦争の勃発と日本の軍事力行使にこそ直接関わっていないものの、戦争の拡大につれて、日本による戦時動員に巻き込まれていった。日本政府は「本島人を大陸の戦場での戦いには参加させない」方針を採っていたが、銃後支援を求める精神動員を、日本内地と同様に展開しようとした。一方、台湾総督府は戦前から南進政策の遂行に備えて、島民の結束と日本への忠誠を図る皇民化運動を始めていたが、それらの政策は対中戦争を想定したものではなかつた。こうした背景から、精動が台湾で実施されていく経緯は日本内地と異なつて、台湾独特の様相を呈した。

台湾人口の90%以上を占めるのは本島人であり、彼らは年齢毎に程度は異なるものの、中国大陸の漢民族と多少の連帯感を持つていた。したがつて、日中戦争の勃発に直面し、民心にかなりの動搖が見受けられた。そのため、

台湾当局は本島人の皇民化程度を疑い、皇民化運動を戦時体制の構築に向けて加速させる必要があると再認識した。ほぼ同じ時期に、精勤の展開が求められ、それは皇民化運動の戦時化を進める形で内地より早い段階で実践に移された。ただし、こうした皇民化運動をベースにした精神動員は、国民意識の強調と日本精神の発揚など皇民化の内容に合致する「国民精神の動員」に傾いたことで、内地より戦時色が薄いものとなつた。そして、戦争の更なる拡大と内地の精勤実施体制の充実に伴つて、内地による台湾統合が進められ、台湾の精勤における戦時色が濃くなつていき、「国民の精神動員」に関する内容も増えていった。

しかしながら、台湾社会において「国民精神の動員」と「国民の精神動員」は常に同時進行できるものとは限らず、後者は前者の進展を阻害する場合もあつた。戦時徵発への動員が本島人の日本語學習への意欲を低下させるケースはそれに当たる。また、日本への忠誠心と銃後支援への情熱を求める精神動員は、皇民化運動に力を借りて大きく進展していたが、それと同時に、植民地支配者と支配される異民族が戦時という極端に厳しい環境に置かれていたことは、相互不信に拍車をかけ、日本人と台湾人の差別や対立を際立たせた。これは軍夫への差別待遇や本島人の時局認識の好転への懷疑、島民の信仰・旧慣の急進的改変への強い抵抗などから見て取れる。

台湾で行われた精勤は、島民に「眞の日本国民」のような戦争協力を義務付けようとしたが、島民は戦争協力を日本人と対等な政治上の身分を獲得するチャンネルにしようとした。つまり、植民統治当局は国民義務の「内台一如」を求めるばかりで島民に日本国民が享有すべき権利を与えることを認めなかつた。これは植民地を植民宗主国に奉仕させるという「本来の論理」であつたが、台湾人を完全に日本人化させる政策に抵触するものであつた。そして、日本内地人に台湾人を「眞の日本国民」として受け入れる政策が欠如していたことで、内地人が本島人を軽蔑するような日常的な揉め事も頻発した。⁽⁷³⁾ 結局、精勤とそれに絡んだ皇民化は、日本人と台湾人の不信感と対立の

激化を招く要因の一つとなつた。ここから、少なくとも日中全面戦争時期の台湾で行われた精神動員は、日本の植民地支配を動搖させる土壤を醸成したと考えられるのである。

※本研究は、中国国家社会科学基金重大項目「日本全面侵華戦争的決策問題研究」(19ZDA220) の助成を受けたものである。

(1) その他、日中戦争時期の台湾に関する研究には、日本の植民政策と植民地支配のあり方や、植民地に対する日本の戦争責任、脱植民地化などを議論する視点から、「皇民化」政策や皇民化運動及び軍夫徵用を検討するものが多い。また、台湾学界では台湾人アイデンティティや台湾共同体意識の形成という視点から台湾人の抗日運動と政治運動を考察する研究が見られ、それを台湾近現代史の一部として扱っている。中国大陆の学界においても台湾人の大陸における抗日活動や祖国復帰運動に関心を払い、中華民族の全民抗戦史像の中に台湾の抗日運動者を位置付けようとしている。これらの研究成果は、台湾の精神動員に絞って分析するものではないが、本稿の作成に重要な参考となる。(伊藤幹彦「日本植民地時代の皇民化運動——台湾の思想状況を中心にして」『アジア文化』第三四号、二〇〇〇年。同「皇民化運動と戦時動員体制——日本人意識と台湾人意識」『アジア文化研究』第四号、一九九七年。山路勝彦「国語演習会という饗宴‥皇民化政策下の台湾と教育所の子どもたち」、京都大学人文科学研究所『人文学報』第八二号、一九九九年。磯田一雄「日本統治下台湾における歴史意識とアイデンティティの一考察」『東アジア研究』第三八号、二〇〇三年。近藤正己「異民族に対する軍事動員と皇民化政策——台湾の軍夫を中心として」『台湾近現代史研究』第六号、一九八八年。宮田節子「志願兵制度の展開とその意義——日中戦争段階における皇民化政策」、北村嘉恵・白取道博編著『論集・現代日本の教育史6 戰争と教育』日本図書センター二〇一四年、三三〇—三五三頁。若林正丈『台湾抗日運動史研究(増補版)』研文出版、二〇〇一年。陳昭圻「日治時期台灣共同体意識與台灣民族独立論述產生之研究」国立政治大学台湾史研究所碩士学位論文、二〇一二年。林德政「日統時期台灣人在中国的政治活動(1895-1945)」国立政治大学歴史研究所博士学位論文、二〇〇九年。王政文「政治宣伝与医務生產..論台灣義勇隊的組織与活動」『史耕』、二〇〇七年第一二期。陳小冲「抗戰時期台灣革命同盟会若干史事析論」『台湾研究集刊』、二〇一二年第五期。曾慶科「關於抗戰時期台灣革命同盟会的几个問題」『中共

党史研究』、一〇〇二年第二期。周大計、曾慶科「抗戰時期台灣籍人士在大陸的抗日復台活動研究述評」『抗日戰爭研究』、一九九八年第四期)。

(2) 近藤正己『総力戦と台湾・日本植民地崩壊の研究』刀水書房一九九六年、四頁。

(3) 林繼文『日本據台末期(1930~1945) 戰爭動員體系之研究』稻鄉出版社一九九六年、二四六~二四七頁。

(4) 島田俊彦・稻葉正夫解説『現代史資料8 日中戦争』みすず書房一九六四年、三六一~三六二頁。

(5) 宗代策『小林躋造傳』帝国軍事教育会・日滿聯合通信社一九三九年発行、谷ヶ城秀吉編集『植民地帝国人物叢書10 [台灣編]』10 ゆまに書房二〇〇九年、二一一三頁。

(6) 台湾で皇民化運動が始まつた時期について、朝鮮のように日付の特定ができるわけではないが、一般に一九三七年盧溝橋事件勃発後から始まつたとされている(周婉窈『海行兮的年代・日本殖民統治末期台灣史論集』允晨文化實業股份有限公司二〇〇三年、三六一~三七頁)。一九三六年冬から始まつたという説もあるが、これまでの学界ではほぼ重視されていない。

(7) 前掲『小林躋造傳』、一二一~二五頁。前掲『総力戦と台湾・日本植民地崩壊の研究』、一五六一一六一頁。

(8) 前掲『小林躋造傳』、二六頁。

(9) 台湾總督府『台灣統治概要』昭和二十年刊行、原書房一九七三年覆刻印刷、六七頁。

(10) 前掲『海行兮的年代・日本殖民統治末期台灣史論集』、四八頁。

(11) 伊藤隆・野村美編『海軍大将小林躋造覚書』山川出版社一九八一年、七四頁。

(12) 前掲『海軍大将小林躋造覚書』、二〇〇頁。

(13) 台湾總督府編『台灣日誌』、二〇九頁。

(14) 「全島民に警告」台灣軍司令部發表『台灣日日新報』一九三七年七月一四日、第一面。「支那は宣伝で漸く破局防止台灣軍司令部發表』『台灣日日新報』一九三七年七月一五日、第一面。「支那の宣伝に乗るな 軍司令部山本新聞班長の談」「台灣日日新報」一九三七年七月一五日、第六面。「開戦を装ひつつ 支那は宣伝戦 島内の輿論は強硬 十五日台灣軍司令部發表』『台灣日日新報』一九三七年七月一六日、第六面。「台灣不安なし 対岸の空氣悪化も(十六日軍司令部發表表)」『台灣日日新報』一九三七年七月一七日、第一面。「今度は支那新聞に平和論を報道さす 十七日軍司令部發表』『台灣

日中全面戦争時期の台湾における国民精神総動員

- (15) 湾日日新報》一九三七年七月一八日、第六面。
- (16) 前掲「全島民に警告」台湾軍司令部発表」。
- (17) 「輕許妄動するな 諭告の実ある總督の声明」『台湾日日新報』一九三七年七月一五日、第六面。
- (18) 「言論報道界の協力を求む 小林總督談」『台湾日日新報』一九三七年七月一五日、第六面。
- (19) 前掲『台湾日誌』、二二〇—一二一頁。
- (20) 「時局に即応すべき 督府の準備成る 警務局長を主任に情報委員会 きのふ臨時部局長会議で決定」『台湾日日新報』一九三七年七月一五日、増刊第二面。
- (21) 「北支事変発端と経過 府臨時情報委員会第一回の発表」『台湾日日新報』一九三七年七月一八日、号外。「最悪の場合の用意あるを要す 臨時情報委員会発表」『台湾日日新報』一九三七年七月一八日、第六面。
- (22) 「台北州にも情報係を新設 一部の逆宣伝に備へ」『台湾日日新報』一九三七年七月一七日、第一面。「南京のラジオ 聽取を厳禁 犯すと千圓以下の罰金」『台湾日日新報』一九三七年七月一七日、第一面。「対岸籍民のため 放送 特に福建語を用ひ」『台湾日日新報』一九三七年七月一八日、第一五面。「正確なるニュースを強力短波で放送 台湾放送協会が英語で中壢送信所の設備を利用」『台湾日日新報』一九三七年七月二九日、第二面。「デマは乱れ飛ぶが 福州は表面平静 逆宣伝と攪乱者暗躍を 日支双方で大警戒中」『台湾日日新報』一九三七年八月一三日、第一面。
- (23) 「南支各地ともに学生の蠢動熾烈 支那紙は例により逆宣伝に狂奔 馬公の我海軍の動きを注視」『台湾日日新報』一九三七年七月一八日、第一三面。「強力・藍衣社員が抗日運動を煽動 福州市内は表面冷静」『台湾日日新報』一九三七年七月二〇日、第九面。社説「南支の毎日抗日に備へよ 挑戦には勢ひ自衛手段」『台湾日日新報』一九三七年七月二三日、第六面。
- (24) 一九三七年八月一五日、「台湾の防衛に就き軍司令官警告を発す」。翌日、「国民防衛に關し小林總督諭告を発す」。前掲『台湾日誌』、二二〇—一二一頁。
- (25) 台湾軍司令部「北支事変ヲ通ジテ觀タル本島人ノ皇民化ノ程度」（一九三七年九月一日）、春山明哲編『十五年戦争極密資料集』(19) 台湾島内情報・本島人の動向 不二出版一九九〇年、一一一頁。

- (26) 閣議決定「国民精神総動員実施要綱」（一九三七年八月二十四日）、吉田裕・吉見義明編『資料日本現代史10 日中戦争期の国民動員①』大月書店一九八四年、四六一四七。近衛文麿「内閣告諭号外」（一九三七年九月九日）、長浜功編『国民精神総動員運動 民衆教化動員資料集成』第二巻、明石書店一九八八年、二頁。
- (27) 「台灣ニ於ケル国民精神総動員実施状況」、長浜功編『国民精神総動員運動 民衆教化動員資料集成』第一巻、明石書店一九八八年、三三三頁。
- (28) 『大室政右オーラルヒストリー（元国民精神総動員運動事務局員、元東京都議会自民党幹事長）』C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト、二〇一四年三月三〇日発行、三三頁。
- (29) 同前
二七頁。
- (30) 前掲『総力戦と台湾・日本植民地崩壊の研究』、一六一頁。
- (31) 前掲『大室政右オーラルヒストリー（元国民精神総動員運動事務局員、元東京都議会自民党幹事長）』、三五頁。
- (32) 古野直也『台湾軍司令部・[1895]～1945』国書刊行会一九九一年、二五六頁。
- (33) 前掲『大室政右オーラルヒストリー（元国民精神総動員運動事務局員、元東京都議会自民党幹事長）』、三六頁。
- (34) 「勅令第八〇号・国民精神総動員委員会官制」（一九三九年三月二七日）、アジア歴史資料センター・レフアレンスコード（以下、アジ歴）A03022342700。
- (35) 「国民精神総動員新展開ノ基本方針決定ノ件」（一九三九年四月一〇日）、アジ歴A04018504400。
- (36) 宮崎聖子『植民地期台湾における青年団と地域の変容』御茶の水書房二〇〇八年、二五七一二六三頁。
- (37) 「精動機構改組に伴い特に考慮すべき事項」（一九四〇年三月二二日）アジ歴A15060252900。「国民精神総動員改組要綱」（一九四〇年四月二日）アジ歴A15060253200。「勅令第三〇一号・国民精神総動員委員会官制廃止」（一九四〇年四月二六日）アジ歴A03022470100。
- (38) 精動と「近衛新体制」運動の関係について、赤木須留喜『近衛新体制と大政翼賛会』岩波書店一九八四年、六二一六五頁、同『翼賛・翼壯・翼政——統・近衛新体制と大政翼賛会』（岩波書店一九九〇年）を参照。
- (39) 一九三七年時点で、台湾住民の内訳は「本島人」約五〇五万、「高砂族」約一五五万五千、「内地人」約三〇万であった。太平洋戦争勃発後の一九四一年に、台湾住民の内訳は「本島人」約五八三万、「高砂族」約一六万、「内地人」約三八

- 万であった（「種族系統及本籍、国籍別人口」、台湾總督官房調査課『昭和十二年末　台湾常住戸口統計』一九三八年発行、二四〇頁。若林正丈・劉進慶・松永正義編著『台湾百科・第二版』大修館書店一九九四年、二〇〇頁）。
- (40) “八月中旬以降諸通報ニ基ク事変ニ対スル本島人ノ主ナル特種言動調査表”、「支那事変ト本島人ノ動向」第一号、一三頁、アジ歴C04120057800。
- (41) “本島人ノ主要ナル特種言動調査表”、「支那事変ト本島人ノ動向」第三号、五頁、アジ歴C01004397500。
- (42) “軍夫徵用ト本島民心ノ動向”、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一号、四一五頁。
- (43) “九月中得タル情報ニ依ル本島人ノ対時局主ナル特種言動調査表”、「支那事変ト本島人ノ動向」第一三号、九頁、アジ歴C04120613800。
- (44) “八月中旬以降諸通報ニ基ク事変ニ対スル本島人ノ主ナル特種言動調査表”、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一号、二、四一五頁。“本島人ノ主要ナル特種言動調査表”、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第三号、三頁。“本島人ノ対時局主ナル特種言動調査表”、「支那事変ト本島人ノ動向」第四号、三頁 アジ歴C0412015000。
- (45) “九月中得タル情報ニ依ル本島人ノ対時局主ナル特種言動調査表”、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一三号、六一七頁。
- (46) “本島人ノ対時局主ナル特種言動調査表”、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第四号、四頁。
- (47) “九月中得タル情報ニ依ル本島人ノ対時局主ナル特種言動調査表”、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一三号、一〇一頁。
- (48) “本島人ノ対時局主ナル特種言動調査表”、「支那事変ト本島人ノ動向」第五号、二頁、前掲『十五年戦争極密資料集 台湾島内情報・本島人の動向』、一四五頁。“本島人ノ主要ナル特種言動調査表”、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第三号、一頁。“別紙”、「支那事変ト本島人ノ動向」第三号、三頁、アジ歴C04122373700。
- (49) “支那事変と本島人の動向第八、九、一〇、一一、一二号別表補遺”、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一三号、一二頁。
- (50) “一月中ノ情報ニ現ハレタル本島人ノ対時局主ナル不穏言動等調査表”、「支那事変ト本島人ノ動向」第一八号、三頁、アジ歴C04120785400。

(51) 前掲『台灣軍司令部：1895～1945』、二六六頁。

(52) 近藤正己「異民族に対する軍事動員と皇民化政策——台湾の軍夫を中心として」、前掲『論集・現代日本の教育史6 戰争と教育』、二七三頁。

(53) 「軍夫徵用ト本島民心ノ動向」、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一号、二一頁。

(54) 『八月中旬以降諸通報ニ基ク事変ニ対スル本島人ノ主ナル特種言動調査表』、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一号、一〇、一二三、一六頁。

(55) 「軍夫ニ閥スル諸狀況」、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第三号。

(56) 「本島人徵用軍夫ノ狀況」、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第四号。

同前。

(57) 「本島人ノ主要ナル特種言動調査表」、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第三号、四一五頁。

(58) 「本島人ノ對時局主ナル特種言動調査表」、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第四号、一一二頁。

(59) 「十月中ノ諸諸情報ニ現ハレタル本島人ノ主ナル對時局不穩言動等調査表」、「支那事変ト本島人ノ動向」第二六号、四頁、アジ歴C04121616700。

(60) 「九月中得タル情報ニ依ル本島人ノ對時局主ナル特種言動調査表」、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一三号、九頁。

(61) 「支那事変ト本島人ノ動向」第一五号、二頁、アジ歴C04121500600。

(62) 「支那事変ト本島人ノ動向」第一五号、二頁。

(63) 「八月中旬以降諸通報ニ基ク事変ニ対スル本島人ノ主ナル特種言動調査表」、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一号、三、六頁。

(64) 「八月中旬以降諸通報ニ基ク事変ニ対スル本島人ノ主ナル特種言動調査表」、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一号、二、六頁。『本島人ノ主要ナル特種言動調査表』、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第三号、二頁。

(65) 「八月中旬以降諸通報ニ基ク事変ニ対スル本島人ノ主ナル特種言動調査表」、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一号、二一頁。『本島人ノ主要ナル特種言動調査表』、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第二号、二頁。

(66) 前掲『台灣統治概要』、一一八一一二〇頁。秦孝儀主編『中國現代史史料叢編第二集 台籍志士在祖国的復台努力』中

国国民党中央委員会党史委員会、近代中国出版社一九九〇年、導言一一二頁。

(67) 「支那事変ト本島人ノ動向」第五号、前掲『十五年戦争極密資料集⑯』台灣島内情報・本島人の動向、一四五頁。

(68) 『一月中ノ情報ニ現ハレタル本島人ノ対時局主ナル不穏言動等調査表』、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一八号、三一四頁。『十月中ノ諸諸情報ニ現ハレタル本島人ノ主ナル対時局不穏言動等調査表』、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第二六号、一一三頁。『本島人ノ不敬罪及治安維持法違反検挙事件』、「支那事変ト本島人ノ動向」第三〇号、三一五頁、アジ歴C04122184700。

(69) 「支那事変ト本島人ノ動向」第八号、一頁、アジ歴C04120409800。

(70) 「支那事変ト本島人ノ動向」第一一、一九、一一一、一一四号、アジ歴C04120509400、C04120829700、C04121226000、C04121391700。

(71) 「支那事変ト本島人ノ動向」第五号、前掲『十五年戦争極密資料集⑯』台灣島内情報・本島人の動向、一四二頁。前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一一号、一一三頁。

(72) 戦時日本の植民地政策が抱えていた矛盾について、前掲『海行今の年代・日本殖民統治末期台灣史論集』(一)五頁、注三)も参考になる。

(73) 『九月中得タル情報ニ依ル本島人ノ対時局主ナル特種言動調査表』、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第一三号、五頁。『十月中得タル情報中本島人ノ対時局主ナル特殊言動調査表』、「支那事変ト本島人ノ動向」第一四号、五頁、アジ歴C04120649600。『九月中ノ諸情報ニ現ハレタル本島人の主ナル対時局不穏言動』、前掲「支那事変ト本島人ノ動向」第二五号、四頁。